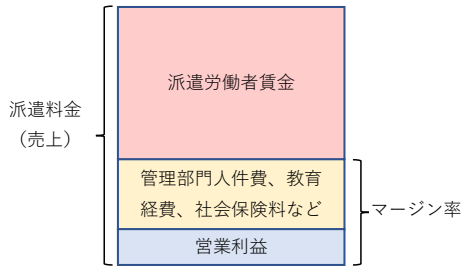
マージン率等に係る情報提供

2026年6月30日

株式会社富士ミライ

労働者派遣法第23条５項に基づき、下記の情報を提供します。

対象期間　：　2025年度　（2025年4月1日～2026年3月31日）

1	派遣労働者の数	3人
2	派遣先事業所数（実数）	３件
3	労働者派遣に関する料金（１日８時間当たり）の平均額	25,430円
4	派遣労働者の賃金の額（１日８時間当たり）の平均額	15,484円
5	マージン率	39.1%
	労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 ＜マージンの内訳＞ ・派遣労働者の雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの社会保険料 ・会社運営費として管理部門の人件費、営業担当の人件費、営業所経費、採用経費 ・派遣労働者の教育経費 	
6	派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 キャリアコンサルティングの相談窓口　　管理部　　TEL ： 046-294-1064	

＜訓練計画内容＞

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	一人当たりの平均実施時間
新規採用者訓練	全派遣労働者	OFF-JT	委託機関	無償	有給	2時間
能力向上訓練	全派遣労働者	OFF-JT	委託機関	無償	有給	8時間

＜労働者派遣法第30条の４第１項の労使協定に関する事項＞

労使協定を締結しているか	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2027年3月31日